

昭和二十八年六月三十日提出  
質問 第二〇号

相互金融会社の貸金業法違反に関する質問主意書

右の質問主意書を提出する。

昭和二十八年六月三十日

提出者 栗田英男

衆議院議長 堤 康次郎殿

### 相互金融会社の貸金業法違反に関する質問主意書

今回大蔵省は、金融機関である四つの主なる相互金融会社に貸金業法違反として嚴重なる通告書を手渡したが、巷間に発生するこの種の金融機関は、ますます増加の一途にある。

しかもこれらの投資者の大部分は、金繰りに苦しむ零細な中小企業者、サラリーマン等であることは觀過出来得ない重大な事である。

この処置によつてこれら多くの投資者の相互金融会社に対する不安動揺は想像以上である。

政府は、ただちにこれらの金融機関に対する方針を明らかにするとともに投資者の疑惑を一掃すべきである。これらの点に関し、政府の見解並びに対策如何。

右質問する。